

C. その他

a. 町の防災体制に関すること

1. 災害警戒本部及び対策本部の配備基準一覧

(第2部第1章第1節 災害対策のための組織を立ち上げる)

＜災害警戒本部及び対策本部の配備基準一覧＞

本部	区分	—	災害警戒本部		災害対策本部
配備	配備体制	連絡員待機体制	予防体制 (第1号配備)	警戒体制 (第2号配備)	非常体制 (第3号配備)
	体制概要	平時の防災対応部局である危機管理担当部局が中心となり、台風や前線等の災害誘因に関する情報収集を実施する体制。	事務局、各部から所定の人員を動員し、小規模の被害に対して、柔軟に災害応急対応が遂行できる体制。(※災害に関する情報収集、防潮ゲート閉鎖、水路清掃等の災害予防活動、自主避難者の対応等)	予防体制(第1号配備)を強化し、中規模の被害に対して、各部が持つ特有の機能を発揮して、災害応急対応が遂行できる体制。(※避難所の開設、救護活動、炊出し等)	警戒体制(第2号配備)を強化し、職員全員をもって長期間にわたる災害応急対応が遂行できる体制。
	動員数(目安)	部長級以上及び危機管理担当部局	事務局・各部： 1班	事務局・各部： 2班以上 (状況に応じて増員)	全職員 (全班の半数)
設置場所		危機管理課執務室	3F会議室 101会議室		
参集方法	勤務時間内	通常業務から移行	通常業務から移行	通常業務から移行	通常業務から移行
	勤務時間外	(風水害の場合) 伝達による	(地震・津波の場合) 自主参集 (その他) 伝達による	(地震・津波の場合) 自主参集 (その他) 伝達による	(地震・津波の場合) 自主参集 (その他) 伝達による
判断基準	災害規模	台風や前線等 災害誘因の発生	小規模災害の 発生及びおそれ	中規模災害の 発生及びおそれ	大規模災害の 発生及びおそれ
	震度情報		震度4	震度5弱	震度5強以上
	津波情報		津波注意報	津波警報	大津波警報
	気象予警報	大雨、洪水、高潮、 暴風警報	大雨、洪水、高潮、 暴風警報台風情報	記録的短時間 大雨情報	特別警報
	町の水防指令		水防指令1号	水防指令2号	水防指令3号
	喜瀬川水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
東二見の潮位		通報潮位	警戒潮位		

2. 配備体制と動員数の目安

(第2部第1章第1節 災害対策のための組織を立ち上げる)

<災害警戒本部及び対策本部の動員人数の目安>

部	構成課	連絡員待機体制	災害警戒本部 予防体制 (第1号配備)	災害警戒本部 警戒体制 (第2号配備)	災害対策本部 非常体制 (第3号配備)
		部長級 危機管理担当部局	事務局・各部:1班	事務局・各部:2班以上 (状況に応じて増員)	全職員 (全班の半数)
指令部	町長	0	0	0	1
	副町長	0	1	1	1
	教育長	0	1	1	1
	危機管理監	1	1	1	1
	部長	2	8	8	8
	会計管理者	1	1	1	1
指令部・合計人数		4	12	12	13
事務局	危機管理課	5名程度	5名程度	10名程度	15名程度
	企画課	-			
	総務課	-			
	会計室	-			
	議事事務局	-			
	税務課	-			
	債権管理課	-			
社会基盤部	都市計画課	-	5名程度	10名程度	15名程度
	土木課	-			
	上下水道課	-			
	産業環境課	-			
住民環境部	健康福祉課	-	7名程度	14名程度	20名程度
	保険課	-			
	こども課	-			
教育避難 支援部	教育総務課	-	2名程度	4名程度	7名程度
	地域学校教育課	-			
	協働推進課	-			
	住民課	-			
各部局・合計人数		5名程度	19名程度	38名程度	57名程度

※表中の各体制の数字は、実際に配備されて活動する人数の目安。

※第1号配備では指令部・事務局が情報整理、その他の部が協働して情報収集を担当する。

※第2号配備以降は、各部局がそれぞれの役割を担当し、必要に応じて適宜動員する。

■施設関係職員の動員

社会基盤部	産業環境課	可燃ごみ中継センター	-	-	施設対応の必要に応じて、適宜動員。	施設対応の必要に応じて、適宜動員。
住民福祉部	健康福祉課	福祉会館				
	こども課	子育て支援センター				
教育避難 支援部	小中学校 ・幼稚園	播磨小学校				
		蓮池小学校				
		播磨西小学校				
		播磨南小学校				
		播磨中学校				
		播磨南中学校				
		播磨幼稚園				
		蓮池幼稚園				
		播磨西こども園				
協働推進課	資料館					
施設関係職員・合計人数						

■消防団の動員

消防活動部	消防団		団長に連絡	災害の状況により団長が決定	団員全員
-------	-----	--	-------	---------------	------

3. 保有車両一覧表

(第2部第2章第5節 2. 緊急輸送を行う)

<保有車両一覧その1>

課	車番	備考	形式(車種)	スピーカー	無線	
危機管理課	姫路 800 す 8307	消防指令車	普通ミニバン (赤)	○	ぼうさい はりま1	
	姫路 880 あ 516	消防団 (ハイゼット)	軽自動車バン	○	ぼうさい はりま2	
	姫路 880 あ 936	消防団				本荘分団
	姫路 800 す 4789	消防団				本荘分団
	姫路 880 あ 753	消防団				宮北分団
	姫路 830 セ 538	消防団				古宮分団
	姫路 800 す 7865	消防団				二子分団
	姫路 880 あ 746	消防団				二子北分団
	姫路 800 の 119	消防団				野添分団
	姫路 880 あ 1082	消防団				野添分団
	姫路 880 あ 1213	消防団				野添分団
	姫路 883 あ 119	消防団				駅西分団
	姫路 880 あ 3115	消防団				土山駅前分団
	姫路 800 す 7288	消防団				大中分団
	姫路 80 あ 1894	消防団				大中分団
	姫路 883 あ 2008	消防団				古田東分団
	姫路 80 あ 2067	消防団				古田西分団
総務課	姫路 581 ち 3188	デイズ	軽自動車箱型	○		
	姫路 581 ち 3189	デイズ	軽自動車箱型	○		
	姫路 581 さ 2373	ムーヴ	軽自動車箱型	○		
	姫路 300 や 8065	アルファード	普通ミニバン			
	姫路 400 て 8789	ボンゴ	小型トラック	○	ぼうさい はりま11	
	姫路 501 に 4030	セレナ	普通ミニバン			
	姫路 480 と 3607	N-VAN	軽自動車バン			
	姫路 200 さ 1673	マイクロバス				運行委託
保険課	姫路 581 さ 1803	ワゴンR	軽自動車箱型	○		
	姫路 581 さ 1804	ワゴンR	軽自動車箱型	○		
健康福祉課	姫路 480 た 5905	クリッパー	軽自動車バン	○		日本赤十字
	姫路 480 す 3184	エブリィ	軽自動車バン		ぼうさい はりま10	福祉会館
こども課	姫路 580 セ 9975	ワゴンR	軽自動車箱型			
協働推進課	姫路 480 ち 9672	ハイゼットカーゴ				
	姫路 480 に 4933	スペースア				
	姫路 480 ち 8048	ハイゼットカーゴ	軽自動車バン			郷土資料館

＜保有車両一覧その2＞

課	車番	備考	形式（車種）	スピーカー	無線		
産業環境課	姫路 480 え 1802	ミニキャブバン	軽自動車バン	○	ぼうさい はりま3		
	播磨町 581	ホイールローダ				播磨町可燃ご み中継センター	
		フォークリフト				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 480 い 7808	ミニキャブトラック	軽自動車トラック			播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 480 い 7807	ミニキャブトラック	軽自動車トラック				
	姫路 800 さ 8297	4トンパッカー				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 800 す 7328	3.5トンパッカー				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 100 さ 4319	2トンダンプ				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 100 さ 8766	2トンダンプ				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 800 す 3956	3トンパッカー				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 800 す 6708	3.5トンパッカー				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 800 す 3359	3トンパッカー				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 800 は 1836	5.5トンパッカー				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 100 は 7022	10トンアームロー ム				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 100 は 7032	10トンアームロー ム				播磨町可燃ご み中継センター	
	姫路 100 は 7047	10トンアームロー ム				播磨町可燃ご み中継センター	
土木課	姫路 480 つ 8198	軽四貨物	軽自動車トラック				
	姫路 800 す 4134	RVR	普通ワゴン(SUV)	○	ぼうさい はりま5	道路パトロー ルカー	
	姫路 480 な 5861	エブリイ	軽自動車バン	○	ぼうさい はりま4		
都市計画課	姫路 480 て 6072	N-VAN	軽自動車バン				
	姫路 581 ち 8125	ワゴンR	軽自動車箱型				
上下水道課	姫路 480 に 3926	キャリー	軽自動車トラック		ぼうさい はりま8	浄水場	
	姫路 400 つ 3092	ボンゴ	普通トラック		ぼうさい はりま7	水道荷物積載	
	姫路 501 は 7851	トール	普通箱型				
	姫路 480 に 3921	エブリイ	軽自動車バン	○	ぼうさい はりま6		
	姫路 480 に 3927	キャリー	軽自動車トラック		ぼうさい はりま9		
	姫路 480 に 3920	エブリイ	軽自動車バン				
教育委員会	教育総務課	姫路 581 や 6959	ムーヴ	軽自動車箱型	○		
		姫路 480 ふ 5910	ハイゼットトラック	軽自動車トラック			用務員用
		姫路 480 ふ 5911	ハイゼットカーゴ	軽自動車箱型			用務員用
		姫路 480 ふ 5912	ハイゼットカーゴ	軽自動車箱型			用務員用
		姫路 480 な 9696	ハイゼットトラック	軽自動車トラック			
	地域学校 教育課	姫路 480 さ 3267	エブリイ	軽自動車バン			
		姫路 480 て 6468	N-VAN	軽自動車バン			

※車番に下線を付している車両は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定により、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認を受けた車両である。

4. 防災行政無線一覧

4-1. 同報系（子局）

子局番号	子局名称	電話番号	備考
1	播磨町役場	-	通話機能なし
11	二子	0011	二子字西垣 266 番 3 に整備
12	播磨南小学校	0012	体育館裏に整備
13	望海公園	0013	
14	浜田公園（自由広場周辺）	0014	浜田球場北側に整備
21	JR 土山駅北側	0021	
22	駅西公園	0022	
23	鹿の川東公園	0023	
24	蓮池小学校	0024	
25	北池広場	0025	
26	田中公園	0026	
31	城東公園	0031	
32	大中遺跡公園	0032	有料駐車場に整備
33	播磨中学校	0033	
34	東はりま特別支援学校	0034	
35	古田公園	0035	
41	播磨小学校	0041	
42	本荘消防会館	0042	
43	播磨西小学校	0043	
44	住友精化(株)グラウンド	0044	
45	宮西公園	0045	
51	東新島	0051	
52	新島中央公園	0052	
53	可燃ごみ中継センター	0053	
54	東亜外業(株)	0054	工場敷地内に整備

4-2. 移動系

呼び出し名称		搭載車両等			備考
ぼうさいはりま		101 会議室、防災行政無線室(B 会議室) 危機管理課		基地局	
ぼうさいはりま	1	危機管理課(指令車)	デリカ	83-07	車載局
ぼうさいはりま	2	危機管理課(消防団)	ハイゼット	5-16	車載局
ぼうさいはりま	3	産業環境課	ミニキャブ	18-02	車載局
ぼうさいはりま	4	土木課	エブリィ	58-61	車載局
ぼうさいはりま	5	土木課	RVR	41-34	車載局
ぼうさいはりま	6	上下水道課	エブリィ	39-21	車載局
ぼうさいはりま	7	上下水道課	ボンゴ	30-92	車載局
ぼうさいはりま	8	上下水道課(浄水場)	キャリアー	39-26	車載局
ぼうさいはりま	9	上下水道課	キャリアー	39-27	車載局
ぼうさいはりま	10	福社会館	エブリィ	31-84	車載局
ぼうさいはりま	11	総務課	ボンゴ	87-89	車載局
ぼうさいはりま	101	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	102	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	103	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	104	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	105	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	106	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	107	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	108	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	109	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	110	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	111	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	112	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	113	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	114	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	115	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	116	危機管理課			携帯局
ぼうさいはりま	201	加古川東消防署播磨分署			集落可搬局

5. 避難場所一覧

5-1. 広域避難地（指定緊急避難場所）

- 地域防災拠点（町全域における災害対策を行う拠点）
- 住民等が、大規模災害に伴う危険を回避するため、町域全体から避難し、滞在する場所
- 野添北公園と大中遺跡公園は、特に「津波避難目標地点」としても位置づけ

名称 (面積)	想定収容人数 (算出基礎等)	対象とする災害 (✓)					
		洪水	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水 氾濫
所在地	連絡先						
浜田公園（自由広場） (50,500 m ²)	25,250 人 (2 m ² /人)			✓		✓	
本荘 70 番地の 1	TEL079-437-2088 (臨海管理センター) FAX079-437-5001 (臨海管理センター)						
野添北公園 (15,400 m ²)	7,700 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓	✓	
上野添 2 丁目 1900 番地	TEL078-944-6040 (蓬生庵) FAX078-944-6040 (蓬生庵)						
大中遺跡公園 (75,700 m ²)	37,850 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓	✓	
大中 1 丁目 387-1	TEL079-437-5589 (考古博物館) FAX079-437-5599 (考古博物館)						
石ヶ池公園 (17,900 m ²)	8,950 人 (2 m ² /人)			✓		✓	
北本荘 4 丁目 477	TEL079-435-1879 (パークセンター) FAX079-435-1879 (パークセンター)						

※大中遺跡公園は兵庫県立考古博物館を含まない。

5-2. 福祉避難所（指定避難所）

○地域防災拠点（町全域における災害対策を行う拠点）

○要配慮者用避難所

名称 (施設管理者)	想定収容人数 (算出基礎等)	対象とする災害 (✓)				
		洪水	高潮	地震	津波	内水 氾濫
中央公民館	171人 (5㎡/人)	✓	✓	✓		✓
東本荘1丁目5-40	TEL079-437-6980 FAX079-437-5735					
東部コミュニティセンター	58人 (5㎡/人)	✓	✓	✓	✓	✓
二子418番地の3	TEL078-943-6611 FAX078-943-6611					
西部コミュニティセンター	78人 (5㎡/人)	✓	✓	✓	✓	✓
古田1丁目1-11	TEL079-436-9900 FAX079-436-9901					
野添コミュニティセンター	67人 (5㎡/人)	✓	✓	✓	✓	✓
西野添1丁目14-17	TEL078-943-4825 FAX078-943-4825					
南部コミュニティセンター	90人 (5㎡/人)	✓		✓		✓
北本荘2丁目6-30	TEL079-436-4110 FAX079-436-4110					
播磨町福祉会館	50人 (施設管理者との協議)	✓		✓		✓
宮北1丁目3-5	TEL079-430-6500					
播磨町デイサービスセンター	20人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓	✓	✓
南大中1丁目8-50	TEL079-437-6155 FAX079-437-0065					
播磨町ゆうあいプラザ (加古郡広域シルバー人材センター)	20人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓	✓	✓
南野添1丁目23-7	TEL079-437-7386 FAX079-437-4811					
特別養護老人ホームあえの里 (社会福祉法人知足会)	5人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓	✓	✓
北古田1丁目17-37	TEL079-437-6333 FAX079-437-7870					
特別養護老人ホームグランはりま (社会福祉法人グランはりま)	5人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓	✓	✓
加古川市平岡町高畑1-1	TEL079-451-1525 FAX079-451-1527					
兵庫県立東はりま特別支援学校	13人 (5㎡/人)	✓	✓	✓	✓	✓
北古田1丁目17-17	TEL079-430-2820 FAX079-430-2821					
兵庫県立播磨南高等学校 (潮風会館)	40人 (5㎡/人)	✓	✓	✓		✓
古宮4丁目3-1	TEL078-944-1157 FAX078-944-1158					
エバーホテルはりま加古川	10人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓		✓
南野添3丁目1-1	TEL079-441-2111 FAX079-441-2112					

※中央公民館及び各コミュニティセンターは大規模災害、地震災害では施設全てを福祉避難所として使用し、小規模災害、風水害では、和室を福祉避難室として使用する。

5-3. 津波避難ビル（指定緊急避難場所）

- 地域防災拠点（町全域における災害対策を行う拠点）
- 一時的に津波からの危険をやり過ごすために退避する施設・場所
- 対象とする災害は、洪水（内水氾濫を含まない）、高潮、津波

名称	所在地	想定収容人数 (1㎡/人)	電 話	F A X
播磨小学校(校舎3階以上)	宮北1丁目3-10	1,050人	079-437-9849	079-437-9671
播磨西小学校(校舎3階以上)	北本荘4丁目5-1	940人	079-435-3264	079-435-3179
播磨南小学校(校舎3階以上)	古宮5丁目11-10	530人	078-942-0730	078-942-9637
播磨南中学校(校舎3階以上)	古宮5丁目10-1	960人	078-943-6622	078-943-6623
セフレ播磨(3階以上)	南野添3丁目10-11	1,000人	-	-
サンシティ本荘壱番館 (3階以上)	南野添3丁目5-1	1,000人	-	-
サンシティ本荘弐番館 (3階以上)	南野添3丁目5-2	600人	-	-
エバーホテルはりま加古川 (3階以上)	南野添3丁目1-1	360人	-	-
播磨町可燃ごみ中継センター (2階以上)	新島59	300人	079-435-2562	-
加古郡衛生センター (2階以上)	新島60	640人	079-437-7591	-

※播磨町塵芥処理センターの利用可能時間は、12月29日から翌年1月3日、土日祝日を除く、午前7時30分から午後4時までの間とし、現に避難者が存在する場合は、これにかかわらず使用可能
 ※加古郡衛生センターの利用可能時間は、12月29日から翌年1月3日を除く、午前8時30分から午後5時までの間とし、現に避難者が存在する場合は、これにかかわらず使用可能

5-4. 臨時受入施設（指定緊急避難場所）

- 地域防災拠点（町全域における災害対策を行う拠点）
- 帰宅困難者が、一時的に滞在する施設
- 対象とする災害は、洪水（内水氾濫を含まない）、高潮、地震

名称	所在地	想定収容人数 (1㎡/人)	電 話	F A X
エバーホテルはりま加古川 (1階ロビー)	南野添3丁目1-1	80人	-	-
BiVi 土山 (であいの広場、2階通路)	北野添2丁目1-2	612人	-	-
住友精化株式会社コミュニケーションセンター URUOI 館	本荘4丁目11-36	249人	-	-

5-5. 避難所（兼救護所）（指定避難所・指定緊急避難場所）

- コミュニティ防災拠点（町と地域が協働して災害対策を行う拠点）
 ○自宅が被災する等、住居を失った被災者が一時的に生活を行う場所
 （※不足する場合は、適宜幼稚園等の町施設の活用を検討する。）

名称 所在地 連絡先	指定範囲	想定収容人数 (2 m ² /人)	対象とする災害 (✓)					
		想定収容人数 (3.3 m ² /人) / (2 m ² /人)	洪水	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水 氾濫
播磨小学校 宮北1丁目3-10 TEL079-437-9849 FAX079-437-9671	グラウンド	3,750人			✓			
	校舎・体育館	735人/1,229人	✓	✓	✓			✓
蓮池小学校 西野添4丁目3-1 TEL078-943-2211 FAX078-943-9964	グラウンド	6,900人	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	校舎・体育館	760人/1,272人	✓	✓	✓	✓		✓
播磨西小学校 北本荘4丁目5-1 TEL079-435-3264 FAX079-435-3179	グラウンド	5,550人			✓		✓	
	校舎・体育館	628人/1,048人	✓	✓	✓			✓
播磨南小学校 古宮5丁目11-10 TEL078-942-0730 FAX078-942-9637	グラウンド	5,500人	✓	✓	✓		✓	✓
	校舎・体育館	474人/792人	✓	✓	✓			✓
播磨中学校 南大中1丁目6-50 TEL079-437-8147 FAX079-437-1062	グラウンド	5,350人		✓	✓	✓	✓	
	校舎・体育館	872人/1,455人	✓	✓	✓	✓		✓
播磨南中学校 古宮5丁目10-1 TEL078-943-6622 FAX078-943-6623	グラウンド	9,250人	✓	✓	✓		✓	✓
	校舎・体育館	816人/1,363人	✓	✓	✓			✓
東はりま特別支援学校 (地域連携交流施設) 北古田1丁目17-17 TEL079-430-2820 FAX079-430-2821	グラウンド	3,500人		✓	✓	✓		
	体育館・別館	394人/655人	✓	✓	✓	✓		✓
播磨南高等学校 古宮4丁目3-1 TEL078-944-1157 FAX078-944-1158	体育館	465人/768人	✓	✓	✓			✓
総合体育館 本荘70-1 TEL079-437-2201 FAX079-437-3382	体育館	463人/765人			✓			✓

5-6. 自主避難所（指定避難所・指定緊急避難場所）

- コミュニティ防災拠点（町と地域が協働して災害対策を行う拠点）
- 風水害（洪水、内水氾濫）時にのみ避難所として、避難所（学校等）に先行して開設
- 大規模災害、地震災害では施設全てを福祉避難所として使用
- 対象とする災害は洪水（内水氾濫を含む）

名称	所在地	収容人員 (3.3 m ² /人)	収容人員 (2 m ² /人)	電 話	F A X
中央公民館	東本荘 1 丁目 5-40	267	437	079- 437-6980	079- 437-5735
東部コミュニティセンター	二子 418 番地の 3	89	149	078- 943-6611	078- 943-6611
西部コミュニティセンター	古田 1 丁目 1-11	119	197	079- 436-9900	079- 436-9901
野添コミュニティセンター	西野添 1 丁目 14-17	104	174	078- 943-4825	078- 943-4825
南部コミュニティセンター	北本荘 2 丁目 6-30	139	230	079- 436-4110	079- 436-4110

5-7. 一時避難地（指定緊急避難場所）

○自主防災活動拠点（地域住民が自らの地域を自ら守るための災害対策を行う拠点）

名称(面積) 所在地	想定収容人数 (算出基礎等)	対象とする災害（✓）					
		洪水	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水 氾濫
城西公園 (800 m ²) 野添城2丁目68番	400人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
城東公園 (1,800 m ²) 野添城1丁目36番	900人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
宮の裏公園 (2,000 m ²) 上野添2丁目1844番	1,000人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
駅西公園 (2,200 m ²) 北野添2丁目1590番	1,100人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
鹿ノ川東公園 (2,500 m ²) 東野添2丁目36番	1,250人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
北池広場 (5,000 m ²) 東野添3丁目696番地86	2,500人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
鹿ノ川公園 (1,600 m ²) 西野添1丁目130番	800人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
瓜生公園 (2,000 m ²) 西野添2丁目62番	1,000人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
蓮池公園 (1,500 m ²) 西野添4丁目68番	750人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
大西東公園 (1,600 m ²) 西野添3丁目122番	800人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
大西公園 (1,400 m ²) 西野添5丁目178番	700人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
大中公園 (1,900 m ²) 大中2丁目252番1	950人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
田中公園 (1,600 m ²) 南野添2丁目60番	800人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
古田公園 (1,400 m ²) 古田2丁目460番3	700人 (2 m ² /人)			✓	✓		
古田西公園 (1,600 m ²) 古田3丁目1181番4	800人 (2 m ² /人)			✓	✓		

名称 (面積)	想定収容人数 (算出基礎等)	対象とする災害 (✓)					
		洪水	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水 氾濫
所在地							
二子北公園 (2,000 m ²)	1,000 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
二子 533 番 2							
長池公園 (3,200 m ²)	1,600 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
二子 417 番 1							
向ヶ池公園 (4,800 m ²)	2,400 人 (2 m ² /人)		✓	✓			
東本荘 1 丁目 350 番 10							
川端公園 (2,400 m ²)	1,200 人 (2 m ² /人)			✓			
南大中 2 丁目 110 番 5							
宮北公園 (1,800 m ²)	900 人 (2 m ² /人)			✓			
宮北 3 丁目 473 番 5							
平松公園 (3,000 m ²)	1,500 人 (2 m ² /人)			✓			
北本荘 3 丁目 940 番 2							
水田川西公園 (2,100 m ²)	1,050 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 1 丁目 101 番 1							
宮西公園 (2,300 m ²)	1,150 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 2 丁目 61 番 2							
新島中央公園 (39,200 m ²)	19,600 人 (2 m ² /人)	✓		✓		✓	✓
新島 46 番 1							
北池公園 (470 m ²)	235 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
東野添 3 丁目 696-49							
土山駅南ガーデンプラザ (2,312 m ²)	1,156 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
北野添 2 丁目 1604-6							
住友精化(株)グラウンド (7,119 m ²)	3,559 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 3 丁目 1326 番 10							
住友精化(株)テニスコート (826 m ²)	413 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 3 丁目 1326 番 10							
多木化学(株)従業員駐車場 (3,914 m ²)	1,957 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 2 丁目 198 番 1							

6. 河川海岸保全施設等一覧表

場所	名称	種別	寸法(W*H)	管理者	備考
阿閉漁港	あえー1	鋼製横引きゲート	3000*750	播磨町土木課	
阿閉漁港	あえー2	鋼製横引きゲート	3000*750	播磨町土木課	
阿閉漁港	あえー3	鋼製横引きゲート	3000*750	播磨町土木課	
阿閉漁港	あえー5	アルミ製スイングゲート	1900*700	播磨町土木課	
阿閉漁港	あえー6	アルミ製横引きゲート	1000*750	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー2	鋼製横引きゲート	4000*1150	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー3	鋼製横引きゲート	4000*1150	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー5	鋼製横引きゲート	4000*1150	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー7	アルミ製横引きゲート	1500*1150	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー8	アルミ製横引きゲート	4000*2100	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー9	アルミ製横引きゲート	4000*2100	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー10	アルミ製横引きゲート	7700*1150	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー11	アルミ製スイングゲート	2500*2000	播磨町土木課	
古宮漁港	古宮ー12	アルミ製スイングゲート	1520*1920	播磨町土木課	
喜瀬川	喜瀬川左岸4号	鋼製スライドゲート	1240*1300	兵庫県加古川土木事務所	フラップゲート設置済
喜瀬川	喜瀬川左岸5号	鋼製スライドゲート	1240*1300	兵庫県加古川土木事務所	フラップゲート設置済
喜瀬川	喜瀬川左岸6号	鋼製スライドゲート	1240*1300	兵庫県加古川土木事務所	フラップゲート設置済
喜瀬川	喜瀬川左岸7号	ステンレス製スライドゲート	600*600	兵庫県加古川土木事務所	フラップゲート設置済
喜瀬川	喜瀬川左岸8号	ステンレス製スライドゲート	1000*1000	兵庫県加古川土木事務所	
喜瀬川	喜瀬川左岸9号	ステンレス製スライドゲート	1000*1100	兵庫県加古川土木事務所	
喜瀬川	喜瀬川フラップゲート	アルミ製フラップゲート	φ900	播磨町土木課	
喜瀬川	本荘雨水1号	鋼製スライドゲート	1900*2000	播磨町上下水道課	開閉時特殊工具必要
喜瀬川	宮北雨水1号	鋼製スライドゲート	3100*1500	播磨町上下水道課	開閉時特殊工具必要
水田川	水田川フラップゲート	アルミ製フラップゲート	810*1250	播磨町上下水道課	
雨水幹線	宮北雨水2号	鋼製スライドゲート	2100*1900	播磨町上下水道課	電動
雨水幹線	野添雨水1号	鋼製スライドゲート	2700*1500	播磨町上下水道課	電動

b. 各種基準

1. 災害救助法による救助の種類、程度、方法、費用及びその期間の範囲

1.1 避難所の供与

対象	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
費用の限度額	・1人1日当たり330円以内。 ・高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
期間	災害の発生の日から7日以内
備考	・費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、天幕の借上費、仮設便所等の設置費を含む。 ・避難に当たっての輸送費は別途計上する。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.2 応急仮設住宅の供与

対象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	・規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ・限度額 1戸当たり (建設型応急住宅) 6,775,000円以内 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて、地域の実情に応じた額で設定 ・(建設型応急住宅) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)
期間	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに供与
備考	・建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり6,775,000円以内であればよい。 ・高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ・供与期間 最高2年以内 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.3 炊き出しその他による食品の供与

対象	・避難所に収容された者 ・全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者
費用の限度額	1人1日当たり1,230円以内
期間	災害の発生の日から7日以内
備考	・食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日) ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.4 飲料水の供与

対象	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害の発生の日から7日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送費、人件費は別途計上する。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

対象	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者								
費用の限度額	下表の範囲内とし、夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の期別は災害発生の日をもって決定する。								
	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
	全壊 流出	焼 出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
	半壊 床上浸水	焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬			10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
期間	災害の発生の日から10日以内に完了								
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額とする。 ・現物支給に限る。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 								

1.6 医療

対象	医療の途を失った者（応急的処置）
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・病院又は診療所・・・社会保険診療報酬の額の範囲内 ・施術者・・・協定料金の額の範囲内
期間	災害の発生の日から14日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・患者等の移送費は別途計上する。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.7 助産

対象	災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失った者（死産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班等・・・使用した衛生材料等の実費 ・助産師・・・慣行料金の100分の80以内の額
期間	分べんした日から7日以内
備考	・妊婦等の移送費は別途計上する。

	<ul style="list-style-type: none"> この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
--	--

1.8 被災者の救出

対象	<ul style="list-style-type: none"> 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 生死不明の状態にある者
費用の限度額	当該に地域における通常の実費
期間	災害の発生の日から3日（72時間）以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 輸送費、人件費は別途計上する。 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.9 被災した住宅の応急修理

対象	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者 <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
費用の限度額	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯当たり 50,000 円以内 ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費 建設業者、団体等の施工費 <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり <ul style="list-style-type: none"> イ ロに掲げる世帯以外の世帯 706,000 円以内 ロ 半壊（焼）に準ずる程度の損壊を受けた世帯 43,000 円以内
期間	<p>A</p> <p>災害発生の日から 10 日以内</p> <p>B</p> <p>災害発生の日から 3 ヶ月以内</p>
備考	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。 <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合 10%以上 20%未満とする。 <p>A, B</p> <ul style="list-style-type: none"> この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.10 学用品の供与

対象	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ・文房具費及び通学用品費 <ul style="list-style-type: none"> ア 小学校児童 1人当たり 4,800 円 イ 中学校生徒 1人当たり 5,100 円 ウ 高等学校等生徒 1人当たり 5,600 円
期間	教科書・・・災害の発生の日から 1 月以内 文房具及び通学用品・・・災害の発生の日から 15 日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資は評価額 ・入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.11 埋葬

対象	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・大人・・・1 体当たり 219,100 円以内 ・小人（12 歳未満の者をいう。）・・・1 体当たり 175,200 円以内
期間	災害の発生の日から 10 日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生日以前に死亡した者であっても対象になる。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.12 死体の捜索

対象	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害の発生の日から 10 日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送費、人件費は別途計上する。 ・災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡したものと推定している。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.13 死体の処理

対象	災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う（埋葬を除く）。
費用の限度額	費用の額は、次に掲げる区分に応じた額の範囲内とする。 (1) 死体の洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円 (2) 死体の一時保存 既存建物を利用するとき…借上費の通常の実費額 既存建物を利用できないとき…1体当たり 5,500円。 ※死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費を必要とするときは、通常の実費を加算することができる。 (3) 救護班によらない検案 当該地域の慣行料金額
期間	災害の発生の日から10日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検案は、原則として救護班によって行う。 ・ 輸送費、人件費は別途計上する。 ・ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.14 障害物の除去

対象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
費用の限度額	1世帯当たり 138,700円以内
期間	災害の発生の日から10日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.15 救助のための輸送

対象	(1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理等 (7) 救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	救助の実施が認められる期間以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.16 救助のための賃金職員等の雇用

対象	(1)被災者の避難 (2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理等 (7)救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	救助の実施が認められる期間以内
備考	・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.17 救助に要した事務費

対象	(1)時間外勤務手当 (2)賃金 (3)旅費 (4)消耗品費 (5)燃料費 (6)食糧費 (7)印刷製本費 (8)光熱水費 (9)修繕費 (10)使用料及び賃借料 (11)委託費 (12)通信運搬費 (13)災害ボランティアセンターに係る費用
費用の限度額	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる
期間	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限り
備考	・救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.18 実費弁償

対象	災害救助法施行例第4条第1号から第4号までに規定するもの
費用の限度額	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。
期間	救助の実施が認められる期間以内
備考	・時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典：「災害救助の手引き（兵庫県災害対策課 令和5年9月）」

2. 被害の認定基準

区分		認定内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者
	重傷者	1 カ月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	1 カ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。	

区分		認定内容
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分を住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
その他被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	

区分		認定内容
公共施設被害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。(国立を除く)
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

- (注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- (4) 大規模半壊は、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、具体的には、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記に従って「大規模半壊」の認定を行う。
- ※「構造耐力上主要な部分」とは、被災者生活再建支援法施行令第2条により、建築基準法施行令第1条第3号に定めるものとする。
- 具体的には、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分(基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するもの))等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合(経済的被害)が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

出典：内閣府政策統括官(防災担当)通知

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」

(平成19年12月14日府政防第880号)

災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月)

3. 気象庁震度階級関連解説表(気象庁ホームページより抜粋)

留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱 6強 7	地割れが生じることがある。 大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。 がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- ※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- ※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

C. 地区防災計画

1. 南部コミセン地区防災計画

(第1部第1章第1節 5. 地区防災計画)

南部コミセン地区防災計画

1. 地区の特性

南部コミセン地区は海拔2m程度の海岸線から始まり、水田川(みずた)の名前のごとく低地が多く、超大型台風・大潮満潮位など悪条件下では最大2m以上の浸水被害が想定されている。過去、床下浸水もあり、道路上が川のごとく水が流れるのも度々である。30年以内の発生確率が70%等ともいわれる南海トラフ巨大地震においてもエリア内全てが津波避難対象地域に指定されている。

南海トラフ地震では最大震度6強(倒壊 焼失 354棟 約36棟に1棟の割合)。山崎断層地震では最大震度6強(倒壊 焼失908 約14棟に1棟)は、播磨町全体の被害想定であるが、地盤のゆるい低湿地、かつ、旧建築基準法下で建てられた密集住宅も多いこの地区の被害は町想定の大半を占め、被害集中地区となると考えられる。

年齢構成においても、65歳以上の高齢者家庭、高齢独居がかなりの数となっており災害時の救助、避難、再建などにおいても様々な困難が予想されるところである。

2. 計画の主旨

この計画は、南部コミセン地区内の11自主防災組織で構成される南部コミセン地区防災組織連絡会による、防災・減災活動の必要事項を定め、継続化を図り、自助・共助の一体化しての地震などの災害による生命及び物的被害の発生、拡大を防ぐことを目的とするものである。

3. 基本の目的

各自主防災組織ごとの意識や取り組みにもばらつきのある中、協力共同の防災実践活動を通じ、相互理解し、防災・減災についての知識や意識の共通化を図り、そのもと各自主防災組織における防災減災能力の向上を目指す。

また、その活動を通じては、南部コミセン地区自主防災組織会員個々の『自助』能力の向上を図ることが要ともなる。(『自助』能力とは、個々各人や家族全体の知識・意識であり、持つべき危機管理・防災減災能力である。)

そして、この活動の継続化を通じ、近所の災害時弱者を把握し非常時の支援を志向するなど、会員相互間(お隣さん)による隔々まで行き渡る、南部コミセン地区内の『共助』能力の向上を図る。

4. 基本的な方向性と活動計画

南部コミセン地区防災組織連絡会を中核とした、年1回の11自主防災組織合同の総合防災訓練を中心的な活動とし、継続的な防災・減災活動を実施する。(具体的な内容を中心に据えて取り組み、各単位自治会間の協力共同関係をつくりながら進める。)

5. 取り組む事業

- ①各自主防災組織活動についての情報交換に関すること。
 - ・防災備品点検や充実整備・防災組織・防災計画・防災訓練・緊急対応マニュアル等
 - ・防災知識の普及と防災意識の高揚(意識化)をはかる平常活動。
パンフレット、アンケート、講演会等
 - ・災害時に動くことのできる自主防災組織の確立。
- ②各自主防災組織間の協力共同に関すること。
 - 防災資材、備品、飲料等の共有や活用
 - 複数自主防災組織合同での防災訓練や心肺蘇生法講習
- ③南部コミセン地区全体としての防災活動に関すること。
 - 課題の洗い出しと、その共通理解
 - 各防災組織間での役割分担
 - 全体として取り組む11自主防災組織合同総合防災訓練
- ④その他、南部コミセン地区内での減災を目指す諸活動。
 - 防災リーダーの養成(組織化)等

6. 組織と活動

南部コミセン地区防災組織連絡会

- ・単位防災組織(11)の代表をもって構成。
- ・年間4～5回の定例会議の開催。
- ・平時における活動を主とし、災害時には避難所運営の調整等にかかわる。

各自主防災会(11)

- ・平時においては、課題に基づき活動。
- ・災害時には、マニュアルなどに基づき『共助』活動を展開。
 - 情報収集、伝達、連絡、救出、救護所設置、応急処置、緊急搬送、避難誘導、出火防止、緊急通報と初期消火、飲料水食料確保、仮設トイレ設置等。
 - 避難所の開設運営、孤立在宅への救援物資の配送等。

7. 活動計画

各自主防災会活動	南部コミセン地区防災組織連絡会
①緊急時対応マニュアルの作成。 ・マニュアルに即した防災組織表の作成。 ・マニュアルに基づく訓練。	・見本例の提案 年次で全組織での実施を旨とする
②訓練の多様化 ・個別訓練 (消火、救出、救護、搬送、避難、給水給食等) ・総合訓練(個別を組み合わせた訓練) ・その他の訓練 心肺蘇生(CPR AED)講習 図上訓練(DIG) 避難所運営ゲーム(HUG) クロスロードゲーム 体験イベント型訓練	・見本例の提案や紹介 ・避難所運営ゲーム(HUG)や ・クロスロードゲームや ・体験イベント型は全体で取り組む 年次で全組織での実施を旨とする
③人材の確保 ・防災リーダー(訓練の継続的な指導) ・看護部設立(災害時の救護所での応急処置) ・重機免許グループ(災害時の重機操作) ・その他	・コミセン区全体としての登録
④防災組織の自立化 ・自治会役員だけではない防災組織 ・1年交代ではない継続する防災組織 ・継続するメンバーの登録制度	・見本例の提案 ・〇〇自主防災会協力会員 ・〇〇自治会登録制防災会 災害時に機能する組織を目指す
⑤防災資材の計画的購入 ・購入計画の作成 ・町補助金と自主防予算の活用 ・購入後の訓練使用(会員に使用法を周知)	・各自主防災の比較資料の作成 ・防災カタログの配布 ・会議での集团的検討 地区全体としての資材の充実を目指す
⑥共同訓練の推進 ・小規模自主防と小規模自主防の合同 ・大規模自主防と小規模自主防の合同	・会議での協力共同関係の調整
⑦アンケートの実施と結果の配布 ・訓練時には必ずアンケートを実施 ・その他必要に応じて実施	・アンケート案は見本提案 ・全体総合訓練時には実施 ・集計結果は広報などで報告配布

<p>⑧防災備蓄品の紹介や共同購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料注文票の配布集約 ・注文票(同時集金)の集約 ・物品の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体として資料注文の票を配布 ・注文品の集約と購入 ・購入品の受け渡し
<p>⑨講演会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議での検討実施
<p>⑩南部コミセン地区総合防災訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の中心的訓練として実施 ・他のコミセン地区との合同での実施
<p>⑪避難行動要支援者支援の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成済みの自治会の経験をもとに全体としての取り組みを進める。
<p>⑫その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の取り組み <ul style="list-style-type: none"> 消火栓使用法の普及 家庭用消火器の各家庭購入の促進 耐震ブレーカーの普及促進 倒壊家屋の太陽光発電システムのカバー ・圧死防止の取り組み <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の推奨(町の補助金あり) 室内危険個所の点検、家具の移転や固定 室内の緊急逃げ込み場所の確認 夜間就寝時の緊急逃げ込み場所の確保 ・被災からの復旧についての取り組み <ul style="list-style-type: none"> 地震保険の加入奨励 災害復旧共済フェニックスの加入奨励 	<p>『コミセンだより』にコーナを設け日常的な啓発活動を継続</p>
<p>⑬南部コミセン地区防災資材の充足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫の購入とコミセン内倉庫の活用 ・緊急用資材 <ul style="list-style-type: none"> ガスポンベ発電機と照明器具 負傷者応急処置の救急医療品 飲料水と非常用簡易トイレ 手動式消防ポンプ 	

8. 計画の作成改廃

防災連絡会において審議、南部コミュニティ委員会の承認を受け、播磨町防災会議に提案するものとする。

改廃については、南部コミセン地区防災組織連絡会において、必要に応じ、又は、年間1度の検討会議を持ち、審議するものとする。

9. 作成月日